

平成29年4月からの短時間労働者に対する 適用拡大に係る変更点について

平素は、当健康保険組合の事業運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

記

○短時間労働者の拡大について

平成28年10月より従業員501人以上の適用事業所（特定事業所）に勤務する短時間労働者で、下記に該当する方は健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の適用対象となりましたが、平成29年4月以降、500人以下の適用事業所でも、労使合意に基づいて「任意特定適用事業所」となり、短時間労働者の方も被保険者資格の適用対象となることができます。

平成28年10月以降	平成29年4月以降
◇常時501人以上の事業所	◇500人以下の事業所 ◇労使合意を得た事業所 (従業員の2分の1以上の同意を得た事業所)
①週20時間以上勤務 ②月額賃金8万8千円以上 (年収106万円以上) ③勤務期間1年以上の見込み ④学生以外	①週20時間以上勤務 ②月額賃金8万8千円以上 (年収106万円以上) ③勤務期間1年以上の見込み ④学生以外

◎ご不明な点については、大阪金属問屋健康保険組合 業務課
(TEL 06-6271-0651) へお問い合わせください。

以上